

## 静岡県イベント開催における感染防止方針

### 1 イベント開催に係る考え方

- イベントの開催に当たっては、主催者が徹底した感染防止対策を講じ、参加者のみならず、スタッフの安全を確保した上で、実施するものとする。
- イベント主催者は、開催するイベントの形態（屋内・屋外、全国的なもの・地域的なもの等）や、種別（コンサート、展示会、スポーツ大会、お祭り等）に応じて、必要となる感染防止対策を講じることが重要である。
- なお、感染防止対策については、以下のものを参考とし、実情に合った効果的な対策を講じることが必要である。
  - ・内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡
  - ・業種ごとに策定された「業種別ガイドライン」

### 2 感染拡大防止対策

- イベントを開催・実施することとした主催者（イベント主催者）は、会場となる施設の管理者等の協力の下、施設の規模やイベントの開催形態等を十分に踏まえて、新型コロナウイルス感染症の感染防止のための最大限の対策を講じることが必要である。
- このため、イベント主催者が、その開催・運営に当たり留意すべき基本的事項を別添の感染防止安全計画及びチェックリストのとおりとする。
- イベント主催者に対して、以下の対応を求める。
  - (1) 5000人超かつ収容率50%超のイベント
    - ・具体的な感染防止策を記載した「感染防止安全計画」（以下「安全計画」という。）を作成し、イベントの参考資料等と併せて開催の2週間前を目途に県宛てに提出する。
    - ・「対象者全員検査」の適用により、開催制限の緩和を希望する場合には、安全計画にてその旨を県へ報告し、以下の2点について記載する。
      - ①検査内容(PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査等の種別及び事前検査、現地検査等の実施方法)
      - ②「検査結果の陰性」の確認方法
    - ・イベント終了後1か月を目途に「催物結果報告書」にて開催結果を県へ報告する。
  - (2) (1) 以外のイベント
    - ・イベント主催者は、県が定める様式（別添「チェックリスト」）に基づき感染防止対策をチェックし、各々のホームページ等で公表すること。（チェックリストはイベント終了日から1年を目途に保管すること。）
    - ・イベントの主催者は、そのチェックリストの内容を踏まえつつ、各イベントの特性を勘案し、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者に遵守を求めべき事項をあらかじめ整理すること。

- ・また、各事項の整理に当たっては、「業種別ガイドライン」等を参考に、イベントごとの感染防止対策に万全を期すこと。
- ・なお、イベント主催者は、各事項が遵守されているか定期的に会場を巡回・確認するほか、イベント参加者自身が、感染防止対策が実施されているか自らの行動を確認することができるように、チェックリストをホームページや会場などに掲示することによって、イベント主催者だけでなく、参加者を含む関係者全員が感染防止のために取り組むこととすること。

### 3 その他

イベント開催に当たっての上限人数や収容率の目安については、県が別途示す開催制限を踏まえ、イベント主催者において適切に判断すること。